

自費工事施行承認申請の流れ

道路管理者以外の者が、歩道やL形溝の切下げ（車乗入れ施設の設置）などの工事を行う場合は、道路法第24条の規定に基づき、道路管理者の承認が必要で、工事は自己負担で行っていただきます。その他に、交通管理者（警察署）の道路使用許可も必要です。

○ 申請書類 （用紙はホームページまたは道路課道路占用係窓口にあります。）

自費工事施行承認申請書 3部（添付書類含む）
申請者は施主

添付書類

- 1 案内図
- 2 平面図 : 現況図・計画図
- 3 構造図 : ホームページ参照
- 4 現況写真 : 前面、左右斜めの3方向から
全景延長が10m以上の場合は追加で撮影
敷鉄板等で工事対象物が見えない場合は除去して撮影すること
- 5 軌跡図 : 基準を超える幅の切下げ申請等の場合
- 6 議事録 : 事前に道路占用係以外と協議している場合や
道路管理者以外の物件（下水道局の汚水ます等）を工事する場合

切下げ基準

- ① 幅が普通車 5.4mまで、大型車（4トンを超えるもの）7.2mまで
- ② 隣地の切下げから 3.5m 以上離す
- ③ 設置は道路の交差点及び横断歩道から 5m以上離す
- ④ 1敷地の切下げは2箇所までで間隔は 6.5m以上離す 詳しくはお問合わせください。

○ 申請の手続き

流れ	提出先	備考
※切下げ基準を超える乗入れ施設を設置する場合は警察署と事前相談を済ませ、議事録を添付して下さい		
1. 仮受付（3部提出）		受付で簡易的に確認させていただき、受付印を押して2部お返しします。
↓		
2. 意見照会（2部）		所轄の警察署へお持ち下さい。返却まで3日程度かかる見込みです。
↓		
3. 本受付（2部）		警察署から返却されましたら、2部とも区役所へお持ち下さい。本受付から承認まで10営業日程度かかります。承認がおりましたら、連絡します。
↓		

4. 着手届提出（2部）
許可書交付



5. 完了届提出（1部）



6. 完了立会い



着手届と引換えに許可書をお渡しします。

道路保全係（電話：03-3642-5004）へ電話して、
完了届の提出に関する指示を受けてください。
（一時切下げなどの場合は、現状復旧してから）

警察署案内図

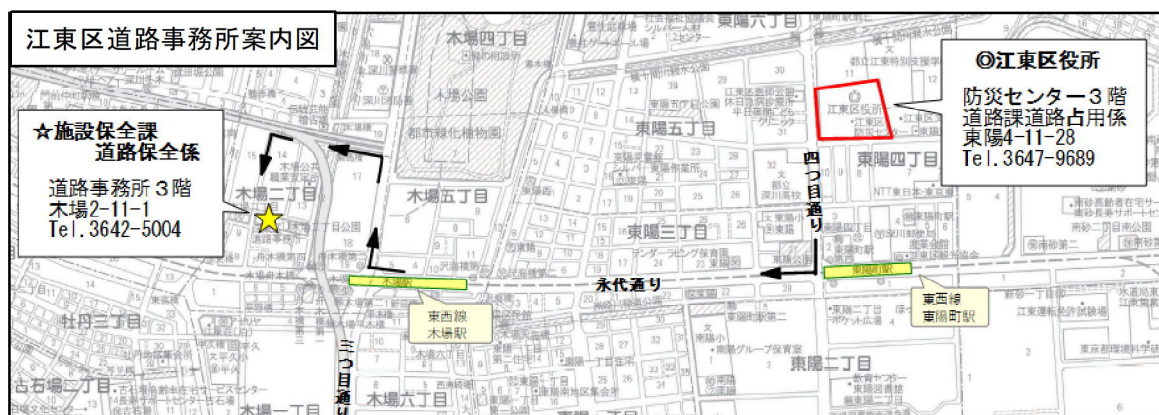
○深川・城東警察署



○東京湾岸警察署



江東区道路事務所案内図



江東区土木部道路課道路占用係 防災センター（本庁舎南隣）3F 3-4窓口

TEL: 03(3647)9689

江東区役所ホームページ → 「自費工事」で検索 → 申請書を印刷

【<http://www.city.koto.lg.jp>】